

エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成十五年国土交通省令第十五号)(第一条関係)

改 正 案	現 行
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令</p> <p>(届出)</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の二十一日前までに(同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に)、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p> <p>一 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置の内容を表示した各階平面図及び断面図</p> <p>二 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を表示した機器表(昇降機にあつては仕様書)、系統図及び各階平面図(削る。)</p> <p>2  特定建築主等は、前項の届出書に記載された事項を変更したときは、速やかに、別記第二号様式による変更届出書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3  (略)</p> <p>(定期報告)</p> <p>第二条 法第七十五条第五項の規定により報告をしようとする者は、当該建築物について同条第一項の規定により最初に届出をした日の属する年度の末日から起算して三年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の最終年度内に、別記第三号様式による報告書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令</p> <p>(届出)</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の二十一日前までに(同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に)、別記第一号様式による届出書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。</p> <p>2  前項の届出書には、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容に関する書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>3  特定建築主等は、第一項の届出書に記載された事項を変更したときは、速やかに、別記第二号様式による変更届出書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。</p> <p>4  (略)</p> <p>(定期報告)</p> <p>第二条 法第七十五条第四項の規定により報告をしようとする者は、当該建築物について同条第一項の規定により最初に届出をした日の属する年度の末日から起算して三年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の最終年度内に、別記第三号様式による報告書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。</p>

第一号様式（第一条関係）（A4）

届 出 書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

（第二面）

特定建築主等の概要

【1. 特定建築主等】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

第一号様式（第一条関係）（A4）

届 出 書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

（第二面）

特定建築主等の概要

【1. 特定建築主等】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称】

【ハ. 用途】

【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造  
その他 ( )

【ホ. 階数】 地上 階 地下 階

( 届出部分 ) (届出以外の部分) ( 合計 )

【ヘ. 床面積の合計】 ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>)

【5. 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【6. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【7. 備考】

(第三面 (住宅の用途に供する建築物))

省エネルギー措置の概要

【1. 工事種別】 新築 増築 改築

直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替

【4. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【5. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称】

【ハ. 用途】

【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造  
その他 ( )

【ホ. 階数】 地上 階 地下 階

【ヘ. 高さ】 ( m)

【ト. 敷地面積】 ( m<sup>2</sup>)

【チ. 建築面積】 ( m<sup>2</sup>)

( 届出部分 ) (届出以外の部分) ( 合計 )

【リ. 延べ面積】 ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>) ( m<sup>2</sup>)

【6. 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【7. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【8. 備考】

(新規)

空気調和設備等の設置  空気調和設備等の改修

**【2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】**

該当する地域区分 ( \_\_\_\_\_ 地域)

性能基準

年間暖冷房負荷 (年間暖冷房負荷 \_\_\_\_\_ MJ / (㎡・年))

熱損失係数及び夏期日射取得係数 (熱損失係数 \_\_\_\_\_ W / (㎡・K))  
(夏期日射取得係数 \_\_\_\_\_ )

仕様基準

**【屋根又は天井】**

**【断熱材の施工法】**  内断熱工法  外断熱工法

充填断熱工法  外張断熱工法  内張断熱工法

**【断熱性能】**  断熱材の種類及び厚さ (種別 \_\_\_\_\_ ) (厚さ \_\_\_\_\_ mm)

熱貫流率 ( \_\_\_\_\_ W / (㎡・K))  熱抵抗値 ( \_\_\_\_\_ (㎡・K) / W)

**【壁】**

**【断熱材の施工法】**  内断熱工法  外断熱工法

充填断熱工法  外張断熱工法  内張断熱工法

**【断熱性能】**  断熱材の種類及び厚さ (種別 \_\_\_\_\_ ) (厚さ \_\_\_\_\_ mm)

熱貫流率 ( \_\_\_\_\_ W / (㎡・K))  熱抵抗値 ( \_\_\_\_\_ (㎡・K) / W)

**【床等】**

**【床等の種別】**  床  土間床等の外周部

**【床等の部位】**  外気に接する部分  その他の部分

**【断熱材の施工法】**  内断熱工法  外断熱工法

充填断熱工法  外張断熱工法  内張断熱工法

**【断熱性能】**  断熱材の種類及び厚さ (種別 \_\_\_\_\_ ) (厚さ \_\_\_\_\_ mm)

熱貫流率 ( \_\_\_\_\_ W / (㎡・K))  熱抵抗値 ( \_\_\_\_\_ (㎡・K) / W)

**【開口部】**

**【断熱性能】**  建具等の種類 (建具の材質 \_\_\_\_\_ ) (ガラスの種別 \_\_\_\_\_ )

熱貫流率 ( \_\_\_\_\_ W / (㎡・K))

**【日射遮蔽性能】**

ガラスの日射遮蔽性能 (日射侵入率 \_\_\_\_\_ )

開口部付属部材 (付属部材 \_\_\_\_\_ )

ひさし、軒等

**【3. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】**

**【空気調和設備 (共用部に設けるもの)】**

省エネルギー措置の概要 ( )

【空気調和設備以外の機械換気設備（共用部に設けるもの）】

性能基準（換気エネルギー消費係数 )

仕様基準（評価点の合計 )

【照明設備（共用部に設けるもの）】

性能基準（照明エネルギー消費係数 )

【給湯設備（共用部に設けるもの）】

省エネルギー措置の概要 ( )

【昇降機（共用部に設けるもの）】

性能基準（エレベーターエネルギー消費係数 )

仕様基準（評価点の合計 )

【4. 備考】

(第三面 (住宅以外の用途に供する建築物))

省エネルギー措置の概要

- 【1. 工事種別】  新築  増築  改築  
 直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替  
 空気調和設備等の設置  空気調和設備等の改修

- 【2. 用途区分】  ホテル等  病院等  物品販売業を営む店舗等  事務所等  
 学校等  飲食店等  集会所等  工場等

【3. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

【外壁、窓等】

(第三面)

省エネルギー措置の概要

- 【1. 工事種別】  新築  増築  改築  
 直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替  
 空気調和設備等の設置  空気調和設備等の改修

- 【2. 用途区分】  ホテル等  病院等  物品販売業を営む店舗等  事務所等  
 学校等  飲食店等  集会所等  工場等  住宅

【3. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

- 性能基準（年間熱負荷係数 MJ／（m<sup>2</sup>・年））
- 仕様基準（評価点の合計）
- 基準対象外

【4. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

【空気調和設備】

- 性能基準（空調エネルギー消費係数）
- 仕様基準（評価点の合計）
- 基準対象外

【空気調和設備以外の機械換気設備】

- 性能基準（換気エネルギー消費係数）
- 仕様基準（評価点の合計）
- 基準対象外

【照明設備】

- 性能基準（照明エネルギー消費係数）

【ハ. 省エネルギー性能】

①住宅以外の建築物の場合

- 性能基準（年間熱負荷係数 MJ／（m<sup>2</sup>・年））
- 仕様基準（評価点の合計）

②住宅の場合

- 年間暖冷房負荷の基準（年間暖冷房負荷 MJ／（m<sup>2</sup>・年））  
 （相当隙間面積（c m<sup>2</sup>/m<sup>2</sup>））  
 （該当する地域区分 地域）

熱損失係数

- 及び夏期日射取得係数の基準（熱損失係数 W／（m<sup>2</sup>・K））  
 （夏期日射取得係数）  
 （相当隙間面積（c m<sup>2</sup>/m<sup>2</sup>））  
 （該当する地域区分 地域）

【4. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

【空気調和設備】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【ハ. 省エネルギー性能】

- 性能基準（空調エネルギー消費係数）
- 仕様基準（評価点の合計）

【空気調和設備以外の機械換気設備】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【ハ. 省エネルギー性能】

- 性能基準（換気エネルギー消費係数）
- 仕様基準（評価点の合計）

【照明設備】

【イ. 工事概要】

【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【ハ. 省エネルギー性能】

- 性能基準（照明エネルギー消費係数）

仕様基準（評価点の合計）  
基準対象外

【給湯設備】

性能基準（給湯エネルギー消費係数）  
仕様基準（評価点の合計）  
基準対象外

【昇降機】

性能基準（エレベーターエネルギー消費係数）  
仕様基準（評価点の合計）  
基準対象外

【5. 備考】

（注意）

1. 届出書類

- ① 住宅の用途のみに供されている建築物の届出  
第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を提出してください。
- ② 住宅の用途及び住宅以外の用途に供されている建築物の届出  
(1) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満の場合  
住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を提出してください。

仕様基準（評価点の合計）

【給湯設備】

- 【イ. 工事概要】
- 【ロ. 省エネルギー措置の概要】
- 【ハ. 省エネルギー性能】

性能基準（給湯エネルギー消費係数）  
仕様基準（評価点の合計）

【昇降機】

- 【イ. 工事概要】
- 【ロ. 省エネルギー措置の概要】
- 【ハ. 省エネルギー性能】

性能基準（エレベーターエネルギー消費係数）  
仕様基準（評価点の合計）

【その他】

- 【イ. 工事概要】
- 【ロ. 省エネルギー措置の概要】

【5. 備考】

（注意）

(2) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上の場合

原則として、第一面、第二面、第三面（住宅の用途に供する建築物）及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

また、住宅以外の複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

ただし、以下のイからハまでの場合には、例外的な取扱いとすることができます。

イ 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の1未満で、かつ、2000㎡未満である場合は、当該部分を特定用途（住宅及び工場等以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいう。以下同じ。）に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途（住宅及び工場等以外の用途のうち、特定用途以外のものをいう。以下同じ。）の一の用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

ハ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上5分の4未満で、かつ、非特定用途の一の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

（なお、イ及びロ又はハの規定を同時に適用することは可能ですが、ロ又はハの規定の適用の判断にあたっては、イの規定により特定用途に供するものとして取り扱われる部分についても、特定用途以外の用途に供されるものとして取り扱われることとなります。）。

③ 住宅以外の用途のみに供されている建築物の届出

第一面、第二面及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

また、複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

ただし、以下のイ及びロの場合には、例外的な取扱いとすることができます。

イ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途の一の用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上5分の4未満で、かつ、非特定用途の一の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うこと



ができます。

## 2. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

## 3. 第一面関係

- ① 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

## 4. 第二面関係

- ① 特定建築主等、設計者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる特定建築主等、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の特定建築主等、設計者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 1欄は、特定建築主等が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、特定建築主等がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 特定建築主等からの委任を受けて届出をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ④ 5欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

## 5. 第三面（住宅の用途に供する建築物）関係

- ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 「住宅」とは、一戸建て住宅、共同住宅、長屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。なお、住宅と住宅以外の用途が混在する建築物のうち、住宅以外の用途に係る床面積の合計が300㎡未満の場合は、当該建築物の用途を住宅として取扱うこととします。
- ③ 2欄及び3欄は、今回の届出に係る事項についてのみ記入してください。
- ④ 2欄及び3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入するとともに、年間暖冷房負荷の基準、熱損失係数及び夏期日射取得係数その他の計算結果を記載した場合には、当該計算の内容を記載した計算表を添えてください。
- ⑤ 2欄の「仕様基準」の「断熱材の施工法」において、部位毎に断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れて

## 1. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

## 2. 第一面関係

- ① 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

## 3. 第二面関係

- ① 特定建築主等、設計者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる特定建築主等、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の特定建築主等、設計者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 1欄は、特定建築主等が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、特定建築主等がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 特定建築主等からの委任を受けて届出をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ④ 5欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

ください。なお、施工法別に本届出を作成することを妨げるものではありません。

- ⑥ 2欄の「仕様基準」の「屋根又は天井」、「壁」及び「床」は、当該部位に使用している断熱材の種別及び厚さを記入してください。なお、断熱材の種別については、材料名を記載してください。
- ⑦ 2欄の「仕様基準」の「床等」は、「床」及び「土間床等の外周」について主たる部位を対象として、「床等の種別」、「床等の部位」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、土間床等とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいいます。
- ⑧ 2欄の「開口部」は、主たる窓を対象とし、建具の種類（建具の材質及びガラスの種類）又は熱貫流率を記入してください。また、日射遮蔽措置がなされている場合は、「窓の日射侵入率」、「付属部材」、「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「窓の日射侵入率」及び「付属部材」については、必要事項を記載してください。
- ⑨ ⑤から⑧までの規定にかかわらず、3欄は、戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものについて記入する必要はありません。
- ⑩ 3欄において、各消費係数は以下の数値をいいます。
- (1)「換気エネルギー消費係数」については、建築物に設ける機械換気設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
- (2)「照明エネルギー消費係数」については、建築物に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
- (3)「エレベーターエネルギー消費係数」については、建築物に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除した数値
- ⑪ 3欄は、共用部に設ける「機械換気設備」「照明設備」「昇降機」について、性能基準又は仕様基準に基づく評価を記入してください。また、「空気調和設備」及び「給湯設備」については、性能基準又は仕様基準に基づく評価を記入する必要はありませんが、住棟セントラルシステムを設置した場合に、その省エネルギー措置の概要について記入してください。
- ⑫ エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具など、ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、4欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 6. 第三面（住宅以外の用途に供する建築物）関係

- ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 2欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。なお、複数の用途について省エネルギー性能を計算する際にそれぞれの用途に対応した省エネルギー基準（法第73条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、適用する省エネルギー基準ごとに建築計画又は設備計画について別紙に記載して添えてください。
  - (1)「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (2)「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (3)「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (4)「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (5)「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (6)「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (7)「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (8)「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- ③ 3欄及び4欄は、「外壁、窓等」など各項目について、省エネルギー基準に基づき、該当するチェックボックス（判断基準の対象とならない場合は、「基準対象外」のチェックボックス）に「レ」マークを入れた上で、性能基準又は仕様基準に基

#### 4. 第三面関係

- ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 2欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。なお、複数の用途について省エネルギー性能を計算する際にそれぞれの用途に対応した省エネルギー基準（法第73条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、適用する省エネルギー基準ごとに建築計画又は設備計画について別紙に記載して添えてください。
  - (1)「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (2)「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (3)「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (4)「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (5)「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (6)「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (7)「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (8)「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (9)「住宅」とは、一戸建て住宅、共同住宅、長屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- ③ 3欄から4欄までは、今回の届出に係る事項についてのみ記入してください。
- ④ 3欄及び4欄の「イ」は、建材や機器の種類・仕様等、省エネルギー性能の計算の際に必要な事項を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑤ 3欄及び4欄の「ロ」は、省エネルギー措置の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑥ 3欄及び4欄の「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入するとともに、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記載して添えてください。なお、住宅以外の建築物に適用する省

づく評価等必要な事項を記入してください。また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記載して添えてください。

なお、判断基準の対象にならない場合は、以下のとおりです。

- (1) 「外壁、窓等」については、工場等の用途に供する建築物の場合
- (2) 「空調設備」については、工場等の用途に供する建築物の場合
- (3) 「空調設備以外の機械換気設備」については、工場等の用途に供する建築物の場合又は建築物に設けられる換気設備（空調設備及び定格出力0.2キロワット以下の機械換気設備を除く。）の定格出力の合計が5.5キロワット未満である場合
- (4) 「照明設備」については、建築物に主として作業環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられる照明（避難用、救命用その他特殊な目的のために設けられるものを除く。）がない場合
- (5) 「給湯設備」については、建築物に設けられる給湯設備が返湯管を有する中央熱源方式のものではない場合
- (6) 「昇降機」については、ホテル等及び事務所等以外の用途に供する建築物の場合又は建築物に設けられるエレベーターの設置台数が3台未満の場合

④ 4欄において、各消費係数とは以下の数値をいいます。

- (1) 「空調エネルギー消費係数」については、建築物に設ける空調設備が空調負荷を処理するために1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想空調負荷で除して得た数値
- (2) 「換気エネルギー消費係数」については、建築物に設ける機械換気設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
- (3) 「照明エネルギー消費係数」については、建築物に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
- (4) 「給湯エネルギー消費係数」については、建築物に設ける給湯設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想給湯負荷で除して得た数値
- (5) 「エレベーターエネルギー消費係数」については、建築物に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除した数値

エネルギー基準と住宅に適用する省エネルギー基準とは異なります。ただし、3欄の「ハ」の②は、法第74条第2項に規定する指針を踏まえ、当該部分に記載すべき事項に相当する省エネルギー措置を別紙に記載して添えることをもってこれに代えることができます。

⑦ ④から⑥までの規定にかかわらず、4欄は、住戸ごとに設けるものについて記入する必要はありません。

⑧ 4欄の「その他」は、エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利

⑤ エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具など、3欄および4欄に書き表せない事項で特に記載すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

第二号様式（第一条関係）（A4）

変更届出書

エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項後段の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様  
平成 年 月 日  
届出者氏名 印

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号

【届出日】 平成 年 月 日

【変更内容の概要】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意)

- 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができません。
- 数字は算用数字を用いてください。
- 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- 必要に応じて変更の内容がわかる書類を提出して下さい。
- ※印のある欄は記入しないでください。

第三号様式（第二条関係）（A4）

定期報告書

(第一面)

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第5項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様  
平成 年 月 日

用を図ることができる設備又は器具について記入してください。

⑨ ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

第二号様式（第一条関係）（A4）

変更届出書

エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項後段の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様  
平成 年 月 日  
届出者氏名 印

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号

【届出日】 平成 年 月 日

【変更内容の概要】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意)

- 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができません。
- 数字は算用数字を用いてください。
- 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ※印のある欄は記入しないでください。

第三号様式（第二条関係）（A4）

定期報告書

(第一面)

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第4項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様  
平成 年 月 日

報告者（所有者又は管理者）氏名 印

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

報告者等の概要

【1. 報告者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 調査者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 調査した項目】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

報告者氏名 印

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

報告者等の概要

【1. 報告者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

【3. 調査者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

【へ. 調査した項目】

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称】

【ハ. 用途】

【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造  
その他 ( )

【ホ. 階数】 地上 階 地下 階

( 届出部分 ) (届出以外の部分) ( 合計 )

【へ. 床面積の合計】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

【5. 備考】

(第三面)

建築物の維持保全の状況等

【1. 届出及び報告の状況】

【イ. 届出をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )

【ロ. 届出をした部分】 直接外気に接する屋根、壁又は床 空気調和設備  
空気調和設備以外の機械換気設備 照明設備  
給湯設備 昇降機

【ハ. 用途区分】 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等 事務所等  
学校等 飲食店等 集会所等 工場等 住宅

【ニ. 届出書の有無】 有 無

【ホ. 報告をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )

【へ. 報告書の有無】 有 無

【ト. 法第76条第2項の書面の交付】平成 年 月 日

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称】

【ハ. 用途】

【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造  
その他 ( )

【ホ. 階数】 地上 階 地下 階

【へ. 高さ】 ( m )

【ト. 敷地面積】 ( m<sup>2</sup> )

【チ. 建築面積】 ( m<sup>2</sup> )

( 届出部分 ) (届出以外の部分) ( 合計 )

【リ. 延べ面積】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

【5. 備考】

(第三面)

建築物の維持保全の状況等

【1. 届出及び報告の状況】

【イ. 届出をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )

【ロ. 届出をした部分】 直接外気に接する屋根、壁又は床 空気調和設備  
空気調和設備以外の機械換気設備 照明設備  
給湯設備 昇降機

【ハ. 用途区分】 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等 事務所等  
学校等 飲食店等 集会所等 工場等 住宅

【ニ. 届出書の有無】 有 無

【ホ. 報告をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )

【へ. 報告書の有無】 有 無

【2. 建築物の維持保全の状況】

【イ. 省エネルギー措置の変更の有無】

	有 / 無	変更後の省エネルギー措置の概要
外壁、窓等	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備以外の機械換気設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
照明設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
給湯設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
昇降機	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	

【ロ. 省エネルギー措置の維持保全の状況】

	定期報告項目	確認内容	適 / 不適
外壁、窓等	<input type="checkbox"/> 室の配置	熱の損失が増大しないように採用した室の配置等に変更がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 外壁、窓等の保存	目視による外壁、窓等の破損はない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 窓の清掃等	ガラス等は清掃し、窓サッシ周りの機密材に破損はない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 日射遮蔽装置の保全	庇・屋外日よけの破損は無い ブラインド・カーテン等は正常に作動する	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
空気調和設備	<input type="checkbox"/> 熱源機器の台数制御	熱源機器の台数制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 蓄熱空調システムにおける熱源機器の作動	蓄熱空調システムにおける熱源機器が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 冷温水の変流量制御	冷温水の変流量制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 空気調和機の変風量制御	空気調和機の変風量制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 予冷・予熱時外気シャットオフ制御	予冷・予熱時外気シャットオフ制御が正常に作動している (モーターダ	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>

【2. 建築物の維持保全の状況】

【イ. 増築、改築、修繕、模様替等の経過】

平成 年 月 日	概要 ( )
平成 年 月 日	概要 ( )
平成 年 月 日	概要 ( )
平成 年 月 日	概要 ( )

【ロ. 外壁、窓等】

【(1) 建材等の省エネルギー性能の維持保全の状況】

適  不適 (概要 )

【(2) 省エネルギー措置の変更の有無】

有 (概要 )  無

【変更後の省エネルギー措置の概要】

【ハ. 空気調和設備】

【(1) 機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】

適  不適 (概要 )

【(2) 省エネルギー措置の変更の有無】

有 (概要 )  無

【変更後の省エネルギー措置の概要】

【ニ. 空気調和設備以外の機械換気設備】

【(1) 機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】

適  不適 (概要 )

【(2) 省エネルギー措置の変更の有無】

有 (概要 )  無

【変更後の省エネルギー措置の概要】

【ホ. 照明設備】



		ンパの作動確認)	
	<input type="checkbox"/> 最小外気負荷制御	最小外気負荷制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ヒートポンプ方式の空調機	フィルターに汚れや目詰まりがない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		冷媒管に液漏れがない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		吹き出し口からは適切な風量がある	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		温度調節が出来る	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
空気調和設備以外の機械換気設備	<input type="checkbox"/> 送風機のフィルター	フィルターの汚れが著しくなく、目詰まりも無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ダンパーの作動	ダンパーが正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 送風機の制御	送風機の発停（オン/オフ）制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
風量制御が正常に作動している		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
照明設備	<input type="checkbox"/> 照明環境の維持	光源（ランプ）・反射板・カバー等は定期的に清掃している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 制御方法の作動状況	カード、センサーによる制御方法が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		明るさ検知による自動点滅制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		適正照度制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		タイムスケジュール制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		昼光利用制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		ゾーニング制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		局所制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
給湯設備	<input type="checkbox"/> システムの省エネルギー	安全装置（安全弁・膨張管）から常時吹き出ししていない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 熱源機器の作動	給湯不要時に、熱源が運転していない（夜間等の貯湯運転時は除く）	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 熱源機器の断熱・保温	ボイラ本体外周部に高温部・変色部・熱による変形部は無い、及びボイラ本体から異臭・煙は無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 配管系統の保温	配管・バルブ・フランジ類の保温材に損傷・腐食・劣化（カビの付着など）は無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>

【(1)機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】

適 不適 （概要 \_\_\_\_\_）

【(2)省エネルギー措置の変更の有無】

有（概要 \_\_\_\_\_） 無

【変更後の省エネルギー措置の概要】

【へ. 給湯設備】

【(1)機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】

適 不適 （概要 \_\_\_\_\_）

【(2)省エネルギー措置の変更の有無】

有（概要 \_\_\_\_\_） 無

【変更後の省エネルギー措置の概要】

【ト. 昇降機】

【(1)機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】

適 不適 （概要 \_\_\_\_\_）

【(2)省エネルギー措置の変更の有無】

有（概要 \_\_\_\_\_） 無

【変更後の省エネルギー措置の概要】

【チ. その他】

【(1)機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況】

適 不適 （概要 \_\_\_\_\_）

【(2)省エネルギー措置の変更の有無】

有（概要 \_\_\_\_\_） 無

【変更後の省エネルギー措置の概要】

		配管・バルブ・フランジ類からの漏れ、及び保温材からの濡れは無い (屋外配管は防水処理箇所の劣化が無い)	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 配管系統の循環ポンプ	循環ポンプからの水漏れはない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		運転不要時に、循環ポンプが運転していない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽の温度設定	給湯温度が正常に設定されている (給湯温度を必要以上に高温にしていない)	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽の断熱・保温	貯湯槽からの漏れ、及び貯湯槽周りの保温材からの濡れは無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 太陽熱システム	集熱器及び配管からの漏れは無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
昇降機	<input type="checkbox"/> 昇降機設備の点検	巻上機の著しい機械的な摩耗及びオイル漏れ等はない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>

【3. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係  
数字は算用数字を用いてください。
2. 第一面関係
  - ① 所有者又は管理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
  - ② ※印のある欄は記入しないでください。
3. 第二面関係
  - ① 所有者又は管理者が2以上のときは、第二面は代表となる所有者又は管理者について記入し、別紙に他の所有者又は管理者について必要な事項を記入して添えてください。
  - ② 1欄は、法第75条第1項の規定による届出をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあつては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者）とする。）について記入してください。

【3. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係  
数字は算用数字を用いてください。
2. 第一面関係
  - ① 報告者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
  - ② ※印のある欄は記入しないでください。
3. 第二面関係
  - ① 報告者又は調査者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる報告者又は調査者について記入し、別紙に他の報告者又は調査者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
  - ② 1欄は、法第75条第1項の規定による届出をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあつては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者）とする。）について記入してください。

③ 1欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、所有者又は管理者がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

④ 所有者又は管理者からの委任を受けて報告をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。

⑤ 所有者又は管理者からの委託を受けて建築物の維持保全の状況について調査を行う者がいる場合においては、3欄に記入してください。なお、調査者が2以上のときは、第二面は調査した項目ごとに記載してください。項目が足りない場合は、項目を増やし記載してください。

⑥ 4欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

⑦ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

① 1欄の「イ」は、届出をした年月日を記入してください。複数の届出をしていて、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

② 1欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

③ 1欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④ 1欄の「ホ」は、報告をした年月日のうち直近の年月日を記入してください。

⑤ 1欄の「ヘ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥ 1欄の「ト」は、登録建築物調査機関が行う建築物調査を受けた場合に、法第76条第2項の書面が交付された日を記入するとともに、登録建築物調査機関の名称及び調査番号を記入してください。

⑦ 2欄の「イ」は、最初の届出（報告をしたことがある場合は前回の報告）以降に行った省エネルギー措置の変更の有無について、変更の「有」「無」に該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、変更後の省エネルギー措置の概要及びその年月日を「変更後の省エネルギーの措置の概要」の欄にそれぞれ記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑧ 2欄の「ロ」は、最初の届出（報告をしたことがある場合は前回の報告）以降の、届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について記入してください。

③ 1欄は、報告者が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、報告者がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

④ 報告者からの委任を受けて報告をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。

⑤ 報告者からの委託を受けて建築物の維持保全の状況について調査を行う者がいる場合においては、3欄に記入してください。

⑥ 4欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

⑦ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

① 1欄の「イ」は、届出をした年月日を記入してください。複数の届出をしていて、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

② 1欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

③ 1欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④ 1欄の「ホ」は、報告をした年月日を記入してください。複数の報告をしていて、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑤ 1欄の「ヘ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑥ 2欄の「イ」は、最初の届出（報告をしたことがある場合は前回の報告）以降に行った増築、改築、直接外気に接する屋根、壁若しくは床の修繕若しくは模様替、空気調和設備等の設置若しくは改修又は用途の変更（以下「増築、改築、修繕、模様替等」という。）について古いものから順に記入し、増築、改築、修繕、模様替等が完了した年月日を併せて記入し、それぞれ増築、改築、修繕、模様替等の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑦ 2欄の「ロ」から「チ」までは、最初の届出（報告をしたことがある場合は前回の報告）以降の、届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について記

い。

⑨ 2欄の「ロ」中の定期報告項目は、届出時に講じた省エネルギー措置に関し、該当する箇所のチェックボックス全てに「レ」マークを入れて下さい。建材や機器等の清掃や補修等によって届出時の省エネルギー性能が適切に維持保全されているかを確認した結果について、それぞれ「適」「不適」に該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑩ 1欄及び2欄に書き表せない事項で特に報告すべき事項は、3欄又は別紙に記載して添えてください。

入してください。

⑧ 2欄の「ロ」から「チ」まで中の(1)は、届出時に講じた省エネルギー措置に関し、建材や機器等の清掃や補修等によって届出時の省エネルギー性能が適切に維持保全されているか否かを定期的に確認した結果について、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑨ 2欄の「ロ」から「チ」まで中の(2)は、省エネルギー措置の変更の有無について、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、その変更の概要を記入し、「変更後の省エネルギー措置の概要」の欄に変更後の省エネルギー措置の概要を記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑩ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、3欄又は別紙に記載して添えてください。

改正案

現行

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令

（第一種特定建築物に係る届出）

（届出）

第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の二十一日前までに（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に）、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日の二十一日前までに（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に）、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置の内容を表示した各階平面図及び断面図

一 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置の内容を表示した各階平面図及び断面図

二 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を表示した機器表（昇降機にあつては仕様書）、系統図及び各階平面図

二 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を表示した機器表（昇降機にあつては仕様書）、系統図及び各階平面図

2 第一種特定建築主等は、前項の届出書に記載された事項を変更したときは、速やかに、別記第二号様式による変更届出書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。

2 特定建築主等は、前項の届出書に記載された事項を変更したときは、速やかに、別記第二号様式による変更届出書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。

3 二以上の建築物に設ける空気調和設備等が同一の熱供給施設（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設をいう）、蓄熱槽その他これらに類する施設から熱の供給を受ける場合においては、当該二以上の建築物の第一種特定建築主等は、第一項の届出書を共同して提出することができる。

3 二以上の建築物に設ける空気調和設備等が同一の熱供給施設（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設をいう）、蓄熱槽その他これらに類する施設から熱の供給を受ける場合においては、当該二以上の建築物の特定建築主等は、第一項の届出書を共同して提出することができる。

（第二種特定建築物に係る届出）

（新規）

第二条 法第七十五条の二第一項前段の規定により届出をしようとする第二種特定建築主は、同項に規定する行為の着手の予定の日の二十一日前までに、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ前条第一項各号に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種特定建築主等」とあるのは、「第二種特定建築主」と読み替えるものとする。

（定期報告）

（定期報告）

---

第三条 法第七十五条第五項又は第七十五条の二第三項の規定により報告をしようとする者は、当該建築物について法第七十五条第一項前段又は第七十五条の二第一項前段の規定により最初に届出をした日の属する年度の末日から起算して三年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の最終年度内に、別記第三号様式による報告書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。

---

第二条 法第七十五条第五項の規定により報告をしようとする者は、当該建築物について同条第一項の規定により最初に届出をした日の属する年度の末日から起算して三年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の最終年度内に、別記第三号様式による報告書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。

---

第一号様式（第一条又は第二条関係）（A 4）

届 出 書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段又は第75条の2第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実

に相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

【届出の別】

第一種特定建築物（第75条第1項前段の規定による届出）

第二種特定建築物（第75条の2第1項前段の規定による届出）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

（第二面）

第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

【1. 第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

【イ. 氏名】

第一号様式（第一条関係）（A 4）

届 出 書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実

に相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

（第二面）

特定建築主等の概要

【1. 特定建築主等】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】  
【ロ. 名称】  
【ハ. 用途】  
【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造  
その他 ( )  
【ホ. 階数】 地上 階 地下 階  
( 届出部分 ) (届出以外の部分) ( 合計 )  
【ヘ. 床面積の合計】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

【5. 工事着手予定年月日】平成 年 月 日

【6. 工事完了予定年月日】平成 年 月 日

【7. 備考】

(第三面 (住宅の用途に供する建築物))  
省エネルギー措置の概要

【1. 工事種別】 新築 増築 改築  
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替  
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

【2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

該当する地域区分 ( 地域)  
性能基準  
年間暖冷房負荷 (年間暖冷房負荷 MJ / (m<sup>2</sup>・年))

【ロ. 勤務先】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 所在地】  
【ホ. 電話番号】

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】  
【ロ. 名称】  
【ハ. 用途】  
【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造  
その他 ( )  
【ホ. 階数】 地上 階 地下 階  
( 届出部分 ) (届出以外の部分) ( 合計 )  
【ヘ. 床面積の合計】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

【5. 工事着手予定年月日】平成 年 月 日

【6. 工事完了予定年月日】平成 年 月 日

【7. 備考】

(第三面 (住宅の用途に供する建築物))  
省エネルギー措置の概要

【1. 工事種別】 新築 増築 改築  
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替  
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

【2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

該当する地域区分 ( 地域)  
性能基準  
年間暖冷房負荷 (年間暖冷房負荷 MJ / (m<sup>2</sup>・年))



熱損失係数及び夏期日射取得係数 (熱損失係数  $W / (m^2 \cdot K)$ )  
(夏期日射取得係数 )

□ 仕様基準

【屋根又は天井】

【断熱材の施工法】  内断熱工法  外断熱工法  
 充填断熱工法  外張断熱工法  内張断熱工法

【断熱性能】  断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

【壁】

【断熱材の施工法】  内断熱工法  外断熱工法  
 充填断熱工法  外張断熱工法  内張断熱工法

【断熱性能】  断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

【床等】

【床等の種別】  床  土間床等の外周部

【床等の部位】  外気に接する部分  その他の部分

【断熱材の施工法】  内断熱工法  外断熱工法  
 充填断熱工法  外張断熱工法  内張断熱工法

【断熱性能】  断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

【開口部】

【断熱性能】  建具等の種類 (建具の材質 ) (ガラスの種別 )  
 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )

【日射遮蔽性能】

ガラスの日射遮蔽性能 (日射侵入率 )  
 開口部付属部材 (付属部材 )  
 ひさし、軒等

【3. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

□ 【空気調和設備 (共用部に設けるもの)】

省エネルギー措置の概要 ( )

□ 【空気調和設備以外の機械換気設備 (共用部に設けるもの)】

性能基準 (換気エネルギー消費係数 )  
 仕様基準 (評価点の合計 )

熱損失係数及び夏期日射取得係数 (熱損失係数  $W / (m^2 \cdot K)$ )  
(夏期日射取得係数 )

□ 仕様基準

【屋根又は天井】

【断熱材の施工法】  内断熱工法  外断熱工法  
 充填断熱工法  外張断熱工法  内張断熱工法

【断熱性能】  断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

【壁】

【断熱材の施工法】  内断熱工法  外断熱工法  
 充填断熱工法  外張断熱工法  内張断熱工法

【断熱性能】  断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

【床等】

【床等の種別】  床  土間床等の外周部

【床等の部位】  外気に接する部分  その他の部分

【断熱材の施工法】  内断熱工法  外断熱工法  
 充填断熱工法  外張断熱工法  内張断熱工法

【断熱性能】  断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )  熱抵抗値 (  $(m^2 \cdot K) / W$  )

【開口部】

【断熱性能】  建具等の種類 (建具の材質 ) (ガラスの種別 )  
 熱貫流率 (  $W / (m^2 \cdot K)$  )

【日射遮蔽性能】

ガラスの日射遮蔽性能 (日射侵入率 )  
 開口部付属部材 (付属部材 )  
 ひさし、軒等

【3. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

□ 【空気調和設備 (共用部に設けるもの)】

省エネルギー措置の概要 ( )

□ 【空気調和設備以外の機械換気設備 (共用部に設けるもの)】

性能基準 (換気エネルギー消費係数 )  
 仕様基準 (評価点の合計 )



基準対象外

【空気調和設備以外の機械換気設備】

- 性能基準（換気エネルギー消費係数            ）  
 仕様基準（評価点の合計                            ）  
 基準対象外

【照明設備】

- 性能基準（照明エネルギー消費係数            ）  
 仕様基準（評価点の合計                            ）  
 基準対象外

【給湯設備】

- 性能基準（給湯エネルギー消費係数            ）  
 仕様基準（評価点の合計                            ）  
 基準対象外

【昇降機】

- 性能基準（エレベーターエネルギー消費係数            ）  
 仕様基準（評価点の合計                            ）  
 基準対象外

【5. 備考】

（注意）

1. 届出書類

- ① 住宅の用途のみに供されている建築物の届出  
第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を提出してください。
- ② 住宅の用途及び住宅以外の用途に供されている建築物の届出  
(1) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満の場合  
住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を提出してください。

基準対象外

【空気調和設備以外の機械換気設備】

- 性能基準（換気エネルギー消費係数            ）  
 仕様基準（評価点の合計                            ）  
 基準対象外

【照明設備】

- 性能基準（照明エネルギー消費係数            ）  
 仕様基準（評価点の合計                            ）  
 基準対象外

【給湯設備】

- 性能基準（給湯エネルギー消費係数            ）  
 仕様基準（評価点の合計                            ）  
 基準対象外

【昇降機】

- 性能基準（エレベーターエネルギー消費係数            ）  
 仕様基準（評価点の合計                            ）  
 基準対象外

【5. 備考】

（注意）

1. 届出書類

- ① 住宅の用途のみに供されている建築物の届出  
第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を提出してください。
- ② 住宅の用途及び住宅以外の用途に供されている建築物の届出  
(1) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満の場合  
住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を提出してください。

(2) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上の場合

原則として、第一面、第二面、第三面（住宅の用途に供する建築物）及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

また、住宅以外の複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

ただし、以下のイからハまでの場合には、例外的な取扱いとすることができます。

イ 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の1未満で、かつ、2000㎡未満である場合は、当該部分を特定用途（住宅及び工場等以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいう。以下同じ。）に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途（住宅及び工場等以外の用途のうち、特定用途以外のものをいう。以下同じ。）の一の用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

ハ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上5分の4未満で、かつ、非特定用途の一の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

（なお、イ及びロ又はハの規定を同時に適用することは可能ですが、ロ又はハの規定の適用の判断にあたっては、イの規定により特定用途に供するものとして取り扱われる部分についても、特定用途以外の用途に供されるものとして取り扱われることとなります。）。

③ 住宅以外の用途のみに供されている建築物の届出

第一面、第二面及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

また、複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

ただし、以下のイ及びロの場合には、例外的な取扱いとすることができます。

イ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途の一の用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上5分の4未満で、かつ、非特定用途の一の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うこと

(2) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上の場合

原則として、第一面、第二面、第三面（住宅の用途に供する建築物）及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

また、住宅以外の複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

ただし、以下のイからハまでの場合には、例外的な取扱いとすることができます。

イ 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の1未満で、かつ、2000㎡未満である場合は、当該部分を特定用途（住宅及び工場等以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいう。以下同じ。）に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途（住宅及び工場等以外の用途のうち、特定用途以外のものをいう。以下同じ。）の一の用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

ハ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上5分の4未満で、かつ、非特定用途の一の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

（なお、イ及びロ又はハの規定を同時に適用することは可能ですが、ロ又はハの規定の適用の判断にあたっては、イの規定により特定用途に供するものとして取り扱われる部分についても、特定用途以外の用途に供されるものとして取り扱われることとなります。）。

③ 住宅以外の用途のみに供されている建築物の届出

第一面、第二面及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

また、複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。

ただし、以下のイ及びロの場合には、例外的な取扱いとすることができます。

イ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途の一の用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上5分の4未満で、かつ、非特定用途の一の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満である場合は、当該部分を特定用途に供するものとして取り扱うこと

ができます。

## 2. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

## 3. 第一面関係

- ① 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

## 4. 第二面関係

- ① 第一種特定建築主等又は第二種特定建築主、設計者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる第一種特定建築主等又は第二種特定建築主、設計者について記入し、別紙に他の第一種特定建築主等又は第二種特定建築主、設計者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 1欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 第一種特定建築主等又は第二種特定建築主からの委任を受けて届出をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ④ 5欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

## 5. 第三面（住宅の用途に供する建築物）関係

- ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 「住宅」とは、一戸建て住宅、共同住宅、長屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。なお、住宅と住宅以外の用途が混在する建築物のうち、住宅以外の用途に係る床面積の合計が300㎡未満の場合は、当該建築物の用途を住宅として取扱うこととします。
- ③ 2欄及び3欄は、今回の届出に係る事項についてのみ記入してください。
- ④ 2欄及び3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入するとともに、年間暖冷房負荷の基準、熱損失係数及び夏期日射取得係数その他の計算結果を記載した場合には、当該計算の内容を記載した計算表を添えてください。
- ⑤ 2欄の「仕様基準」の「断熱材の施工法」において、部位毎に断熱材の施工法を

ができます。

## 2. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

## 3. 第一面関係

- ① 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

## 4. 第二面関係

- ① 特定建築主等、設計者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる特定建築主等、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の特定建築主等、設計者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 1欄は、特定建築主等が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、特定建築主等がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 特定建築主等からの委任を受けて届出をする者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ④ 5欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

## 5. 第三面（住宅の用途に供する建築物）関係

- ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 「住宅」とは、一戸建て住宅、共同住宅、長屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。なお、住宅と住宅以外の用途が混在する建築物のうち、住宅以外の用途に係る床面積の合計が300㎡未満の場合は、当該建築物の用途を住宅として取扱うこととします。
- ③ 2欄及び3欄は、今回の届出に係る事項についてのみ記入してください。
- ④ 2欄及び3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入するとともに、年間暖冷房負荷の基準、熱損失係数及び夏期日射取得係数その他の計算結果を記載した場合には、当該計算の内容を記載した計算表を添えてください。
- ⑤ 2欄の「仕様基準」の「断熱材の施工法」において、部位毎に断熱材の施工法を

複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、施工法別に本届出を作成することを妨げるものではありません。

- ⑥ 2欄の「仕様基準」の「屋根又は天井」、「壁」及び「床」は、当該部位に使用している断熱材の種別及び厚さを記入してください。なお、断熱材の種別については、材料名を記載してください。
- ⑦ 2欄の「仕様基準」の「床等」は、「床」及び「土間床等の外周」について主たる部位を対象として、「床等の種別」、「床等の部位」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、土間床等とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいいます。
- ⑧ 2欄の「開口部」は、主たる窓を対象とし、建具の種類（建具の材質及びガラスの種類）又は熱貫流率を記入してください。また、日射遮蔽措置がなされている場合は、「窓の日射侵入率」、「付属部材」、「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「窓の日射侵入率」及び「付属部材」については、必要事項を記載してください。
- ⑨ ⑤から⑧までの規定にかかわらず、3欄は、戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものについて記入する必要はありません。
- ⑩ 3欄において、各消費係数は以下の数値をいいます。
  - (1)「換気エネルギー消費係数」については、建築物に設ける機械換気設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
  - (2)「照明エネルギー消費係数」については、建築物に設ける照明設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
  - (3)「エレベーターエネルギー消費係数」については、建築物に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除した数値
- ⑪ 3欄は、共用部に設ける「機械換気設備」「照明設備」「昇降機」について、性能基準又は仕様基準に基づく評価を記入してください。また、「空気調和設備」及び「給湯設備」については、性能基準又は仕様基準に基づく評価を記入する必要はありませんが、住棟セントラルシステムを設置した場合に、その省エネルギー措置の概要について記入してください。
- ⑫ エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具など、ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、4欄又は別

複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、施工法別に本届出を作成することを妨げるものではありません。

- ⑥ 2欄の「仕様基準」の「屋根又は天井」、「壁」及び「床」は、当該部位に使用している断熱材の種別及び厚さを記入してください。なお、断熱材の種別については、材料名を記載してください。
- ⑦ 2欄の「仕様基準」の「床等」は、「床」及び「土間床等の外周」について主たる部位を対象として、「床等の種別」、「床等の部位」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、土間床等とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいいます。
- ⑧ 2欄の「開口部」は、主たる窓を対象とし、建具の種類（建具の材質及びガラスの種類）又は熱貫流率を記入してください。また、日射遮蔽措置がなされている場合は、「窓の日射侵入率」、「付属部材」、「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「窓の日射侵入率」及び「付属部材」については、必要事項を記載してください。
- ⑨ ⑤から⑧までの規定にかかわらず、3欄は、戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものについて記入する必要はありません。
- ⑩ 3欄において、各消費係数は以下の数値をいいます。
  - (1)「換気エネルギー消費係数」については、建築物に設ける機械換気設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
  - (2)「照明エネルギー消費係数」については、建築物に設ける照明設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
  - (3)「エレベーターエネルギー消費係数」については、建築物に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除した数値
- ⑪ 3欄は、共用部に設ける「機械換気設備」「照明設備」「昇降機」について、性能基準又は仕様基準に基づく評価を記入してください。また、「空気調和設備」及び「給湯設備」については、性能基準又は仕様基準に基づく評価を記入する必要はありませんが、住棟セントラルシステムを設置した場合に、その省エネルギー措置の概要について記入してください。
- ⑫ エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具など、ここに書き表せない事項で特に記載すべき事項は、4欄又は別

紙に記載して添えてください。

#### 6. 第三面（住宅以外の用途に供する建築物）関係

- ① 1 欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 2 欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
建築物の用途区分は、次のとおりとします。なお、複数の用途について省エネルギー性能を計算する際にそれぞれの用途に対応した省エネルギー基準（法第73条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。）を適用する場合には、適用する省エネルギー基準ごとに建築計画又は設備計画について別紙に記載して添えてください。
  - (1)「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (2)「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (3)「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (4)「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (5)「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (6)「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (7)「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (8)「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- ③ 3 欄及び4 欄は、「外壁、窓等」など各項目について、省エネルギー基準に基づき、該当するチェックボックス（判断基準の対象とならない場合は、「基準対象外」のチェックボックス）に「レ」マークを入れた上で、性能基準又は仕様基準に基づく評価等必要な事項を記入してください。また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記載して添えてください。  
なお、判断基準の対象にならない場合は、以下のとおりです。
  - (1)「外壁、窓等」については、工場等の用途に供する建築物の場合
  - (2)「空調設備」については、工場等の用途に供する建築物の場合
  - (3)「空調設備以外の機械換気設備」については、工場等の用途に供する建築

紙に記載して添えてください。

#### 6. 第三面（住宅以外の用途に供する建築物）関係

- ① 1 欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 2 欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
建築物の用途区分は、次のとおりとします。なお、複数の用途について省エネルギー性能を計算する際にそれぞれの用途に対応した省エネルギー基準（法第73条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準をいう。以下同じ。）を適用する場合には、適用する省エネルギー基準ごとに建築計画又は設備計画について別紙に記載して添えてください。
  - (1)「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (2)「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (3)「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (4)「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (5)「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (6)「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (7)「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
  - (8)「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- ③ 3 欄及び4 欄は、「外壁、窓等」など各項目について、省エネルギー基準に基づき、該当するチェックボックス（判断基準の対象とならない場合は、「基準対象外」のチェックボックス）に「レ」マークを入れた上で、性能基準又は仕様基準に基づく評価等必要な事項を記入してください。また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記載して添えてください。  
なお、判断基準の対象にならない場合は、以下のとおりです。
  - (1)「外壁、窓等」については、工場等の用途に供する建築物の場合
  - (2)「空調設備」については、工場等の用途に供する建築物の場合
  - (3)「空調設備以外の機械換気設備」については、工場等の用途に供する建築

物の場合又は建築物に設けられる換気設備（空調設備及び定格出力0.2キロワット以下の機械換気設備を除く。）の定格出力の合計が5.5キロワット未満である場合

(4)「照明設備」については、建築物に主として作業環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられる照明（避難用、救命用その他特殊な目的のために設けられるものを除く。）がない場合

(5)「給湯設備」については、建築物に設けられる給湯設備が返湯管を有する中央熱源方式のものではない場合

(6)「昇降機」については、ホテル等及び事務所等以外の用途に供する建築物の場合又は建築物に設けられるエレベーターの設置台数が3台未満の場合

④ 4欄において、各消費係数とは以下の数値をいいます。

(1)「空調エネルギー消費係数」については、建築物に設ける空調設備が空調負荷を処理するために1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想空調負荷で除して得た数値

(2)「換気エネルギー消費係数」については、建築物に設ける機械換気設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値

(3)「照明エネルギー消費係数」については、建築物に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値

(4)「給湯エネルギー消費係数」については、建築物に設ける給湯設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想給湯負荷で除して得た数値

(5)「エレベーターエネルギー消費係数」については、建築物に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除した数値

⑤ エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具など、3欄および4欄に書き表せない事項で特に記載すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

第二号様式（第一条又は第二条関係）（A4）

変 更 届 出 書

エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項後段又は第75条の2第1項後段の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

物の場合又は建築物に設けられる換気設備（空調設備及び定格出力0.2キロワット以下の機械換気設備を除く。）の定格出力の合計が5.5キロワット未満である場合

(4)「照明設備」については、建築物に主として作業環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられる照明（避難用、救命用その他特殊な目的のために設けられるものを除く。）がない場合

(5)「給湯設備」については、建築物に設けられる給湯設備が返湯管を有する中央熱源方式のものではない場合

(6)「昇降機」については、ホテル等及び事務所等以外の用途に供する建築物の場合又は建築物に設けられるエレベーターの設置台数が3台未満の場合

④ 4欄において、各消費係数とは以下の数値をいいます。

(1)「空調エネルギー消費係数」については、建築物に設ける空調設備が空調負荷を処理するために1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想空調負荷で除して得た数値

(2)「換気エネルギー消費係数」については、建築物に設ける機械換気設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値

(3)「照明エネルギー消費係数」については、建築物に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値

(4)「給湯エネルギー消費係数」については、建築物に設ける給湯設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想給湯負荷で除して得た数値

(5)「エレベーターエネルギー消費係数」については、建築物に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除した数値

⑤ エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具など、3欄および4欄に書き表せない事項で特に記載すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

第二号様式（第一条関係）（A4）

変 更 届 出 書

エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項後段の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。



所管行政庁 様  
平成 年 月 日  
届出者氏名 印

【変更の届出の別】

- 第一種特定建築物（第75条第1項後段の規定による届出）  
 第二種特定建築物（第75条の2第1項後段の規定による届出）

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号  
【届出日】 平成 年 月 日

【変更内容の概要】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意)

- 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができません。
- 数字は算用数字を用いてください。
- 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- 必要に応じて変更の内容がわかる書類を提出して下さい。
- ※印のある欄は記入しないでください。

第三号様式（第三条関係）（A4）

定期報告書  
（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第5項又は第75条の2第3項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様  
平成 年 月 日  
所有者又は管理者氏名 印

【定期報告の別】

- 第一種特定建築物（第75条第5項の規定による届出）  
 第二種特定建築物（第75条の2第3項の規定による届出）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄

所管行政庁 様  
平成 年 月 日  
届出者氏名 印

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号  
【届出日】 平成 年 月 日

【変更内容の概要】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意)

- 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができません。
- 数字は算用数字を用いてください。
- 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- 必要に応じて変更の内容がわかる書類を提出して下さい。
- ※印のある欄は記入しないでください。

第三号様式（第二条関係）（A4）

定期報告書  
（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第5項の規定による報告をします。この定期報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様  
平成 年 月 日  
所有者又は管理者氏名 印

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄

平成 年 月 日	
第 号	
係員印	

(第二面)

所有者又は管理者等の概要

【1. 所有者又は管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【3. 調査者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 調査した項目】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 調査した項目】

平成 年 月 日	
第 号	
係員印	

(第二面)

所有者又は管理者等の概要

【1. 所有者又は管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【3. 調査者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 調査した項目】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 調査した項目】

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称】

【ハ. 用途】

【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造  
その他 ( )

【ホ. 階数】 地上 階 地下 階  
( 届出部分 ) (届出以外の部分) ( 合計 )

【ヘ. 延べ面積】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

【5. 備考】

(第三面)

建築物の維持保全の状況等

【1. 届出及び報告の状況】

【イ. 届出をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )

【ロ. 届出をした部分】 直接外気に接する屋根、壁又は床 空気調和設備  
空気調和設備以外の機械換気設備 照明設備  
給湯設備 昇降機

【ハ. 用途区分】 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等 事務所等  
学校等 飲食店等 集会所等 工場等 住宅

【ニ. 届出書の有無】 有 無

【ホ. 報告をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )

【ヘ. 報告書の有無】 有 無

【ト. 法第76条第2項の書面の交付】平成 年 月 日  
(機関名 ) (調査番号 )

【2. 建築物の維持保全の状況】

【イ. 省エネルギー措置の変更の有無】

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称】

【ハ. 用途】

【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造  
その他 ( )

【ホ. 階数】 地上 階 地下 階  
( 届出部分 ) (届出以外の部分) ( 合計 )

【ヘ. 延べ面積】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

【5. 備考】

(第三面)

建築物の維持保全の状況等

【1. 届出及び報告の状況】

【イ. 届出をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )

【ロ. 届出をした部分】 直接外気に接する屋根、壁又は床 空気調和設備  
空気調和設備以外の機械換気設備 照明設備  
給湯設備 昇降機

【ハ. 用途区分】 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等 事務所等  
学校等 飲食店等 集会所等 工場等 住宅

【ニ. 届出書の有無】 有 無

【ホ. 報告をした日】平成 年 月 日 (受付番号 )

【ヘ. 報告書の有無】 有 無

【ト. 法第76条第2項の書面の交付】平成 年 月 日  
(機関名 ) (調査番号 )

【2. 建築物の維持保全の状況】

【イ. 省エネルギー措置の変更の有無】

	有 / 無	変更後の省エネルギー措置の概要
外壁、窓等	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備以外の機械換気設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
照明設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
給湯設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
昇降機	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	

	有 / 無	変更後の省エネルギー措置の概要
外壁、窓等	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備以外の機械換気設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
照明設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
給湯設備	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
昇降機	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	

【ロ. 省エネルギー措置の維持保全の状況】

	定期報告項目	確認内容	適 / 不適
外壁、窓等	<input type="checkbox"/> 室の配置	熱の損失が増大しないように採用した室の配置等に変更がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 外壁、窓等の保存	目視による外壁、窓等の破損はない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 窓の清掃等	ガラス等は清掃し、窓サッシ周りの機密材に破損はない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 日射遮蔽装置の保全	庇・屋外日よけの破損は無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
ブラインド・カーテン等は正常に作動する		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備	<input type="checkbox"/> 熱源機器の台数制御	熱源機器の台数制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 蓄熱空調システムにおける熱源機器の作動	蓄熱空調システムにおける熱源機器が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 冷温水の変流量制御	冷温水の変流量制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 空気調和機の変風量制御	空気調和機の変風量制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 予冷・予熱時外気シャットオフ制御	予冷・予熱時外気シャットオフ制御が正常に作動している（モーターダンパの作動確認）	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 最小外気負荷制御	最小外気負荷制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ヒートポンプ方式の空調機	フィルターに汚れや目詰まりがない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
冷媒管に液漏れがない		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	

【ロ. 省エネルギー措置の維持保全の状況】

	定期報告項目	確認内容	適 / 不適
外壁、窓等	<input type="checkbox"/> 室の配置	熱の損失が増大しないように採用した室の配置等に変更がない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 外壁、窓等の保存	目視による外壁、窓等の破損はない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 窓の清掃等	ガラス等は清掃し、窓サッシ周りの機密材に破損はない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 日射遮蔽装置の保全	庇・屋外日よけの破損は無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
ブラインド・カーテン等は正常に作動する		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
空気調和設備	<input type="checkbox"/> 熱源機器の台数制御	熱源機器の台数制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 蓄熱空調システムにおける熱源機器の作動	蓄熱空調システムにおける熱源機器が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 冷温水の変流量制御	冷温水の変流量制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 空気調和機の変風量制御	空気調和機の変風量制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 予冷・予熱時外気シャットオフ制御	予冷・予熱時外気シャットオフ制御が正常に作動している（モーターダンパの作動確認）	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 最小外気負荷制御	最小外気負荷制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ヒートポンプ方式の空調機	フィルターに汚れや目詰まりがない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
冷媒管に液漏れがない		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	

		吹き出し口からは適切な風量がある	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		温度調節が出来る	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
空気調和 設備以外 の機械換 気設備	<input type="checkbox"/> 送風機のフィルタ ー	フィルターの汚れが著しくなく、目 詰まりも無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ダンパーの作動	ダンパーが正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 送風機の制御	送風機の発停（オン/オフ）制御が 正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
風量制御が正常に作動している		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
照明設備	<input type="checkbox"/> 照明環境の維持	光源（ランプ）・反射板・カバー等 は定期的に清掃している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 制御方法の作動状 況	カード、センサーによる制御方法が 正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		明るさ検知による自動点滅制御が正 常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		適正照度制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		タイムスケジュール制御が正常に作 動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		昼光利用制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		ゾーニング制御が正常に作動してい る	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
局所制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>		
給湯設備	<input type="checkbox"/> システムの省エネ 性	安全装置（安全弁・膨張管）から常 時吹き出ししていない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 熱源機器の作動	給湯不要時に、熱源が運転してい ない（夜間等の貯湯運転時は除く）	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 熱源機器の断熱・ 保温	ボイラ本体外周部に高温部・変色部 ・熱による変形部は無い、及びボイ ラ本体から異臭・煙は無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 配管系統の保温	配管・バルブ・フランジ類の保温材 に損傷・腐食・劣化（カビの付着な ど）は無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
配管・バルブ・フランジ類からの漏 れ、及び保温材からの濡れは無い （屋外配管は防水処理箇所の劣化が 無い）		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 配管系統の循環ポ	循環ポンプからの水漏れはない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	

		吹き出し口からは適切な風量がある	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		温度調節が出来る	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
空気調和 設備以外 の機械換 気設備	<input type="checkbox"/> 送風機のフィルタ ー	フィルターの汚れが著しくなく、目 詰まりも無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ダンパーの作動	ダンパーが正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 送風機の制御	送風機の発停（オン/オフ）制御が 正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
風量制御が正常に作動している		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
照明設備	<input type="checkbox"/> 照明環境の維持	光源（ランプ）・反射板・カバー等 は定期的に清掃している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 制御方法の作動状 況	カード、センサーによる制御方法が 正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		明るさ検知による自動点滅制御が正 常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		適正照度制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		タイムスケジュール制御が正常に作 動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		昼光利用制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
		ゾーニング制御が正常に作動してい る	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
局所制御が正常に作動している	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>		
給湯設備	<input type="checkbox"/> システムの省エネ 性	安全装置（安全弁・膨張管）から常 時吹き出ししていない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 熱源機器の作動	給湯不要時に、熱源が運転してい ない（夜間等の貯湯運転時は除く）	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 熱源機器の断熱・ 保温	ボイラ本体外周部に高温部・変色部 ・熱による変形部は無い、及びボイ ラ本体から異臭・煙は無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 配管系統の保温	配管・バルブ・フランジ類の保温材 に損傷・腐食・劣化（カビの付着な ど）は無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
配管・バルブ・フランジ類からの漏 れ、及び保温材からの濡れは無い （屋外配管は防水処理箇所の劣化が 無い）		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 配管系統の循環ポ	循環ポンプからの水漏れはない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	

	ンプ	運転不要時に、循環ポンプが運転していない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽の温度設定	給湯温度が正常に設定されている (給湯温度を必要以上に高温にしていない)	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽の断熱・保温	貯湯槽からの漏れ、及び貯湯槽周りの保温材からの濡れは無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 太陽熱システム	集熱器及び配管からの漏れは無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
昇降機	<input type="checkbox"/> 昇降機設備の点検	巻上機の著しい機械的な摩耗及びオイル漏れ等はない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>

【3. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 所有者又は管理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 所有者又は管理者が2以上のときは、第二面は代表となる所有者又は管理者について記入し、別紙に他の所有者又は管理者について必要な事項を記入して添えてください。
- ② 1欄は、法第75条第1項又は第75条の2第1項の規定による届出をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者）とする。）について記入してください。
- ③ 1欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、所有者又は管理者がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ④ 所有者又は管理者からの委任を受けて報告をする者がいる場合においては、2欄

	ンプ	運転不要時に、循環ポンプが運転していない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽の温度設定	給湯温度が正常に設定されている (給湯温度を必要以上に高温にしていない)	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 貯湯槽の断熱・保温	貯湯槽からの漏れ、及び貯湯槽周りの保温材からの濡れは無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 太陽熱システム	集熱器及び配管からの漏れは無い	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>
昇降機	<input type="checkbox"/> 昇降機設備の点検	巻上機の著しい機械的な摩耗及びオイル漏れ等はない	<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>

【3. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 所有者又は管理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 所有者又は管理者が2以上のときは、第二面は代表となる所有者又は管理者について記入し、別紙に他の所有者又は管理者について必要な事項を記入して添えてください。
- ② 1欄は、法第75条第1項の規定による届出をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者）とする。）について記入してください。
- ③ 1欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の所在地を、所有者又は管理者がマンションの管理を行う区分所有法第3条又は第65条に規定する団体のときは、「ロ」は団体の名称及び代表者氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ④ 所有者又は管理者からの委任を受けて報告をする者がいる場合においては、2欄

に記入してください。

- ⑤ 所有者又は管理者からの委託を受けて建築物の維持保全の状況について調査を行う者がいる場合においては、3欄に記入してください。なお、調査者が2以上のときは、第二面は調査した項目ごとに記載してください。項目が足りない場合は、項目を増やし記載してください。
- ⑥ 4欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

- ① 1欄の「イ」は、届出をした年月日を記入してください。複数の届出をしていて、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ② 1欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 1欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ホ」は、報告をした年月日のうち直近の年月日を記入してください。
- ⑤ 1欄の「ヘ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 1欄の「ト」は、登録建築物調査機関が行う建築物調査を受けた場合に、法第76条第2項の書面が交付された日を記入するとともに、登録建築物調査機関の名称及び調査番号を記入してください。
- ⑦ 2欄の「イ」は、最初の届出（報告をしたことがある場合は前回の報告）以降に行った省エネルギー措置の変更の有無について、変更の「有」「無」に該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、変更後の省エネルギー措置の概要及びその年月日を「変更後の省エネルギーの措置の概要」の欄にそれぞれ記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。なお、第二種特定建築物については、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する事項を記載する必要はありません。
- ⑧ 2欄の「ロ」は、最初の届出（報告をしたことがある場合は前回の報告）以降の、届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について記入してください。なお、第二種特定建築物については、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関する事項を記載する必要はありません。
- ⑨ 2欄の「ロ」中の定期報告項目は、届出時に講じた省エネルギー措置に関し、該当する箇所のチェックボックス全てに「レ」マークを入れて下さい。建材や機器等の清掃や補修等によって届出時の省エネルギー性能が適切に維持保全されているかを確認した結果について、それぞれ「適」「不適」に該当するチェックボックスに

に記入してください。

- ⑤ 所有者又は管理者からの委託を受けて建築物の維持保全の状況について調査を行う者がいる場合においては、3欄に記入してください。なお、調査者が2以上のときは、第二面は調査した項目ごとに記載してください。項目が足りない場合は、項目を増やし記載してください。
- ⑥ 4欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

- ① 1欄の「イ」は、届出をした年月日を記入してください。複数の届出をしていて、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ② 1欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 1欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ホ」は、報告をした年月日のうち直近の年月日を記入してください。
- ⑤ 1欄の「ヘ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 1欄の「ト」は、登録建築物調査機関が行う建築物調査を受けた場合に、法第76条第2項の書面が交付された日を記入するとともに、登録建築物調査機関の名称及び調査番号を記入してください。
- ⑦ 2欄の「イ」は、最初の届出（報告をしたことがある場合は前回の報告）以降に行った省エネルギー措置の変更の有無について、変更の「有」「無」に該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、変更後の省エネルギー措置の概要及びその年月日を「変更後の省エネルギーの措置の概要」の欄にそれぞれ記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑧ 2欄の「ロ」は、最初の届出（報告をしたことがある場合は前回の報告）以降の、届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について記入してください。
- ⑨ 2欄の「ロ」中の定期報告項目は、届出時に講じた省エネルギー措置に関し、該当する箇所のチェックボックス全てに「レ」マークを入れて下さい。建材や機器等の清掃や補修等によって届出時の省エネルギー性能が適切に維持保全されているかを確認した結果について、それぞれ「適」「不適」に該当するチェックボックスに

「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑩ 1 欄及び2 欄に書き表せない事項で特に報告すべき事項は、3 欄又は別紙に記載して添えてください。

「レ」マークを入れてください。「不適」の場合は、その概要を別紙に必要な事項を記入し添えてください。

⑩ 1 欄及び2 欄に書き表せない事項で特に報告すべき事項は、3 欄又は別紙に記載して添えてください。



